

学位論文題名

支配株主の責任と少数者株主の保護

学位論文内容の要旨

近年わが国においては株式会社制度が普及し、むしろ濫用される事態が出現している。株式会社制度の濫用には、実質的には零細な個人企業でしかないのに、個人株主が支配株主になって株式会社成りをする場合があるが、このほかにも法人企業が支配株主になって株式会社を子会社にして利用したり、あるいは子会社さらには孫会社を設立し、これらの複数の会社で会社集団を形成して、この集団の支配株主として株式会社制度を利用する場合がある。ところで株式会社制度が濫用されている場合には会社債権者を保護する必要がある、そのために支配株主に被支配会社の債務について責任を負わすべきであると考えられている。しかし、このような思考は株主の間接有限責任、正確には株主は会社債務については無責任であるとする伝統的な株式会社法理論に矛盾するので、この矛盾をいかに解決すべきかが問題になる。他方、被支配会社において部外株主あるいは局外株主などとも呼ばれている少数者株主は、支配株主の会社管理に従わざるをえない弱い立場にあるので、このような立場にある少数者株主を保護すべきであると考えられており、そのためにどのような手段を講ずべきかも問題となっている。これらの問題を取り上げて、本研究は、株式会社制度が濫用されている場合には支配株主の責任はいかにあるべきかについて考察し、あわせて少数者株主の保護はいかに実現されるべきかについて検討している。

ところで、わが国の商法においては支配従属関係にある会社に関する規制および会社集団に関する規制がきわめて不備であり、判例がその不備を補完する努力をしている。それでまず「序章

わが国の商法と企業結合－債権者および少数者株主・社員と係わらせて－」において、会社が他会社と結合関係にある場合の法律関係に現行商法を適用すると、いかに規制されるかについて概観した。ついで企業結合に対する現行商法の不備を補うために、判例が法人格否認の法理を適用して従属会社の債権者の保護をはかっているのを、法人格否認の法理がいかなる理論であるかを紹介し、この法理が結合企業関係にある会社に適用された事例を取り上げて考察した。また最近では結合企業に対する商法の不備を改めるための立法作業が営まれているので、昭和六二年五月に法務省民事局参事官室から公表された「商法・有限会社法改正試案」中の関連項目を取り上

げて検討してみた。

ついで「第一章 株主の間接有限責任と直接責任への拡張」においては、個人が支配株主として会社を支配している場合、親会社が子会社を支配している場合、および、支配企業ないし支配会社が企業集団ないし会社集団を支配している場合に共通する問題として、現存する法制度ないし法理論を適用することによって、被支配会社・子会社および企業集団ないし会社集団を形成する会社の債務を弁済すべき責任を、支配株主に負わせることが可能であるか否かについて考察した。

「第二章 コンツェルンにおける支配株主の責任」においては、企業集団ないし会社集団いわゆるコンツェルンがいかなる方法で構成されるかを検討し、コンツェルンにおいて支配株主はいかなる権限をもつかを吟味した。またこの権限との関連で支配株主はいかなる責任を負うべきであると考えられているかについてのヨーロッパ諸国における立法・学説および判例の動向も概観した。そしてコンツェルンの管理について権限をもつ者は、コンツェルンにおいて従属的地位にある会社の債務について責任を負うべきであると主張する Anne Petitpierre - Sauvain の見解を紹介した。

「第三章 従属会社における少数者株主の株式買取請求権」においては、会社が支配株主の意思にしたがって管理されるので不利な立場におかれる従属会社の少数者株主を保護するために、出資を回収して会社から容易に脱退できるようにする目的で、このような少数者株主に、会社に対する株式買取請求権を認めることの可否について検討した。そして、この場合の株式買取額はいか程に評価されるべきかについても吟味してみた。

「第四章 コンツェルンと株式買取請求権」においては、企業集団ないし会社集団いわゆるコンツェルン内で従属的地位にあって集団を形成している会社の少数者株主の保護の問題を取り上げている。すなわち、このような少数者株主は、会社が集団を支配する株主の意思にしたがって管理されるので不利な立場におかれるのであるが、このことに不満をもつ少数者株主が出資を回収して会社から脱退することを望むのであるならば、それを確実に実現させるために、会社に対する株式買取請求権を認めることの可否について論じた。そして保護を一層強化するために、集団の支配株主に対して請求できる株式買取請求権を、このような少数者株主に認めるべきか否かについても考察した。また、企業集団ないし会社集団については、集団の形成および管理を保護するために、支配企業ないし支配会社が集団内で従属的地位にある会社の少数者株主から、その保有する株式を強制的に買い上げる株式買取請求権を認める国もあるが、このような場合にも会社から排除される少数者株主を保護する必要があるので、この保護はいかにあるべきかについて

も考察した。

ちなみに企業集団については、ドイツ株式法が最も整備された立法であると評価されている。それで「第五章 ドイツ株式法の企業集団」においては、一九六五年株式法を取り上げて制定当初の企業集団規制について考察してみた。しかし最近のヨーロッパ共同体においては、加盟国の会社法を調整するために幾つかの指令が公表されているが、ドイツにおいては、これらの指令を国内法化するために商法典の改正が行われている。それで、この改正についても紹介した。

またフランスにおいても、ヨーロッパ共同体の指令を国内法化するために商社会社法を改正して、会社集団に関する規制を整備する立法作業が営まれている。それで「第六章 フランス商社会社法の会社集団」において、フランスの商社会社法が企業および会社集団をいかに規制しているかについて、その概略を紹介した。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 近 藤 弘 二
副 査 教 授 大 塚 龍 児
副 査 教 授 林 靖

本論文は、わが国の商法における企業結合法制はいかにあるべきかについて、この問題について立法ないし立法について議論のされているヨーロッパ諸国およびヨーロッパ共同体の動向の詳細な検討を通じて、これを提示しようとするものである。

わが国の商法は、企業は法的に独立した単一体であることを前提にして、企業をめぐる法律関係を規制しており、法人企業が支配株主になって株式会社を子会社にしたり、あるいは子会社さらには孫会社を設立し、これらの複数の会社で会社集団を形成して、この集団の支配株主として株式会社制度を利用する場合、つまり、結合企業あるいは企業集団ないし会社集団についてはわずしか規制していない。このような株式会社制度の利用が濫用になる場合には会社債権者を保護する必要があり、そのために支配株主に被支配会社の債務について責任を負わせるべきであると考えられている。しかしこのような思考は、株主の有限責任、正確には株主は会社債務については無責任であるとする伝統的な株式会社法理論に矛盾するので、この矛盾をいかに解決すべきかが問題になる。また、被支配会社においては、部外株主あるいは局外株主などとも呼ばれてい

る少数者株主は、支配株主の会社管理に従わざるを得ない弱い立場にあるので、このような立場にある少数者株主も保護すべきであると考えられており、そのためにはどのような手段を講ずるべきかが問題となる。

本論文は、先ずこの問題についてわが国の商法の規制の現状について、その不備であることを指摘し、判例によるその補完の努力、そしてさらに立法の動向について、概観する。これは序章であり導入部であるが、筆者の長年の研究の成果の集大成である第一章以下第六章までをふまえての、筆者の態度を示すものである。

第一章株主の間接有限責任と直接責任への拡張および第二章コンツェルンにおける支配株主の責任は、各国でどのような既存の法制度ないし法理論によって、株式会社制度を濫用する者に対し社会債務についての責任を負わせようとしているか、また、企業集団ないし会社集団、いわゆるコンツェルンにおいて、支配株主がいかなる権限をもつか、さらにコンツェルンの管理権限をもつ者は、コンツェルン内で従属的地位にある会社の債務について責任を負うべきであるとの主張を、Anne Petitpierre - Sauvain がその著書で整理しているところから従って、アメリカおよびヨーロッパ諸国について、検討し考察を加える。

第三章従属会社における少数株主の株式買取請求権、第四章コンツェルンと株式買取請求権は、第二の問題、つまり従属会社の少数株主の株式買取請求権について、まず、その請求原因、それと抵触する局面をもつ株式会社法の諸原則との関係およびどのような場合に株式買取請求権を認めるべきか、また、従属会社の少数者株主に株式買取請求権を認める必要性、株式の評価について、広く比較法的に考察し、これを認めることの可否について検討し、次いで、コンツェルンにおける従属会社の少数者株主に支配株主に対する株式買取請求権を認めるべきであるとのソーバン夫人の主張するところから従って、この広義の株式買取請求権について、立法例およびこれをめぐる問題点について考察する。

第五章ドイツ株式法の企業集団では、企業集団の規制に関する最も整備された立法であるとされるドイツ株式法について、その制定当初の規制がいかに運用され、どのような問題点が指摘されているかについて考察する。その中で情報公開については、近時のヨーロッパ共同体の会社法調整のための指令を国内法化するための商法典の改正について紹介している。

第六章フランス商事会社法の会社集団では、フランスにおいて、会社集団をめぐる法律関係についていかなる問題提起がなされ、そして最近の立法によっていかなる解決がはかられているかを紹介し、これについて検討している。

以上、本論文は、会社法における企業結合規制について、株式会社制度の濫用の場合の支配株

主の会社債権者に対する責任と従属会社の少数者株主の株式買取請求権の二つの問題について、ヨーロッパ共同体の各国会社法の調整を前にしてのドイツ、フランスにおける運用、立法の状況の紹介および前半のスイスの研究者のこの問題についての研究を土台とする克明な比較法的研究を内容とするものである。本書の序章に書かれているように、わが国においても、昭和49年の改正以来、親子会社、株式の相互持ち合いについて規定がおかれ、昭和62年に公表された商法・有限会社法改正試案においてまさに支配株主等の責任が改正点となったが、平成2年の商法と有限会社法の改正ではとり上げられなかった。本論文は、この意味で、学界に多大の貢献をするものであり、また、立法においても重要な参考文献となるものである。